

卒業認定に関する方針

卒業の認定に際しては、各学科において下記の力を身につけたものを認定する。

【2級自動車整備科】

二級自動車整備士相当の技術力を有し、整備の現場において即戦力としての実力を有すること。

【自動車車体整備科】

二級自動車整備士相当の技術力を背景に、钣金、塗装技術者である自動車車体整備士相当の実力を有すること

卒業認定は、各学科の授業科目の評価が全て「可」以上の成績を修めた者に対して、各学科の上記の基準に達したと判断し、学校長が認定する。